

## 平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）      |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について         |
| 3 監査対象   | 教育委員会スポーツ課（垂坂ソフトボール場利用料金） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日                 |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日                |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【スポーツ課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 当該運動施設における減免の事務手続きについての要領を作成した。また、減免基準について、利用形態や利用者の境遇などを総合的に判断し、減免の可否について個別に対応してきたが、これまでの事例における減免事由を整理し、要領において「地元自治会がスポーツを通じた地域コミュニティづくりやスポーツ振興のために利用する場合」を減免の可否の基準とし明確なものとした。</p>
---	--